

随意契約及び比較見積書を省略する理由書

本工事は、大阪府立大型児童館ビッグバン子ども劇場にある床暖房の熱源として設置されている空冷ヒートポンプ温水器を更新する工事である。

現在、大阪府立大型児童館ビッグバン子ども劇場の空冷ヒートポンプ温水器はダイキン工業株式会社製のものであり、大阪府立大型児童館ビッグバンにある他の設備・機器等との円滑な接続性が欠かせないことから、現在と同規模のダイキン工業株式会社製の空冷ヒートポンプ温水器の設置が必要となる。

本工事の契約業者であるダイキンエアテクノ株式会社は、ダイキン工業株式会社の100%出資の子会社であり、ダイキン工業株式会社製の機器等の修理更新等については、同社が引き受けている。

また、空冷ヒートポンプ温水器が正常に稼働するためには、大阪府立大型児童館ビッグバンにある他の既存設備・機器等との円滑な接続が必要不可欠であるところ、同社は既存設備・機器等について精通しており、今般設置する機器の機能に専門的知識を有している唯一の業者である。

以上の理由から、本工事を実施するには、ダイキンエアテクノ株式会社以外なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約によるものとし、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略の上、同社と契約を締結するものである。